# 1.入院基本料に関する事項

(1) 地域一般入院料3 (4 階病棟:51 床)

「4階病棟では、1日に11人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と、1日に6人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。」

- ・朝 9 時~夕方 17 時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は 8 人以内、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 13 人以内です。
- ・夕方 17 時~深夜 1 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 26 人以内、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 51 人以内です。
- ・深夜1時~朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は26人以内、看護補助者1人当たりの受け持ち数は51人以内です。

### (2)回復期リハビリテーション病棟入院料2(東4階病棟:48床)

「東4階病棟では、1日に12人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と1日に5人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。」

- ・朝 9 時~夕方 17 時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は 6 人以内、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 16 人以内です。
- ・夕方 17 時~深夜 1 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 24 人以内、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 48 人以内です。
- ・深夜1時~朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は24人以内、看護補助者1人当たりの受け持ち数は48人以内です。

## (3)回復期リハビリテーション病棟入院料2(2階病棟:39床)

「2階病棟では、1日に9人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と1日に4人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。」

- ・朝 9 時~夕方 17 時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は 6 人以内、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 20 人以内です。
- ・夕方 17 時~深夜 1 時まで、看護職員 2 人当たりの受け持ち数は 20 人以内です。
- ・深夜1時~朝9時まで、看護職員2人当たりの受け持ち数は20人以内です。

### (4)療養病棟入院基本料1(3階病棟:52床)

- 「3階病棟では、1日に8人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と1日に8人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。」
- ・朝 9 時~夕方 17 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 9 人以内、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 13 人以内です。
- ・夕方 17 時~深夜 1 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 26 人以内、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 52 人以内です。
- ・深夜1時~朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は26人以内、看護補助者1人当たりの受け持ち数は52人以内です。

※入院基本料を算定している病院においては、患者負担の付き添い看護は認められて おりません。

## 2.入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、栄養管理体制及び褥瘡対策の基準を満たしております。

### 3.明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、希望される方については、平成28年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族様の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

## 4.九州厚生局長への届出に関する事項(医科・歯科)

- (1)基本診療料の施設基準(医科)
  - •地域一般入院料3
  - ·療養病棟入院基本料 1 (在宅復帰機能強化加算·夜間看護加算)
  - ・回復期リハビリテーション病棟入院料2
  - •看護配置加算
  - •看護補助加算1
  - •療養病棟療養環境加算1
  - •入退院支援加算1
  - •感染対策向上加算3
  - •後発医薬品使用体制加算3
  - ・認知症ケア加算3
  - •診療録管理体制加算3
  - ・データ提出加算2
  - ·医療 DX 推進体制整備加算

#### (2)特掲診療料の施設基準等(医科)

- •薬剤管理指導料
- •CT撮影及びMRI撮影(16 列以上 64 列未満)
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(I)及び初期加算
- •別添1の「第40」の3の注5に規定する施設基準
- ・運動器リハビリテーション料(I)及び初期加算
- •別添1の「第42」の3の注5に規定する施設基準
- •呼吸器リハビリテーション料(I)
- ・胃瘻造設術(医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術)
- 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- •二次性骨折予防継続管理料 2
- •二次性骨折予防継続管理料3
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(I)
- •入院ベースアップ評価料(30)

### (3)特掲診療料の施設基準等(歯科)

- ・初診料(歯科)の注1に掲げる基準
- •歯科外来診療安全対策加算1
- •歯科外来診療感染対策加算1
- •歯科治療時医療管理料
- •在宅患者歯科治療時医療管理料
- ・歯科訪問診療料の注 15 に規定する基準
- ・歯科口腔リハビリテーション料2
- ・CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー
- ・クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)

## 5.入院時食事療養について

入院時食事療養(I)・入院時生活療養(I)を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時(夕食については午後6時)適温にて提供しております。

6.当院は厚生労働大臣の定める施設基準を満たし、福岡県知事の承諾を 受けた(介護予防)通所リハビリテーションを提供しています。

### 7.保険外負担に関する事項

当院では個室使用料、病衣使用料、電話使用料、紙おむつ代、証明書・診断書などにつきまして、その利用日数、使用料、利用回数に応じた実績のご負担をお願いしております。

詳しくは別掲の料金表をご参照ください。

### 8.指定医療機関

- •保険医療機関
- •国民健康保険療養取扱機関
- 労災保険指定病院
- •生活保護法指定医療機関
- •原子爆弹被害者一般疾病医療取扱機関
- •小児慢性特定疾病病医療機関
- •難病指定医療機関
- ·身体障害者福祉法指定医

## 9.診療科目

- •内科
- •外科
- •整形外科
- ・リハビリテーション科
- •放射線科
- •歯科

